

実務対応報告公開草案第16号**「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に関するコメント**

平成17年11月17日

あずさ監査法人
新株予約権検討グループ

平成17年10月19日付で公表されました「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇
公認会計士 轡田 留美子
公認会計士 島 義浩
公認会計士 宮原 さつき
公認会計士 倉田 知子
公認会計士 古市 昭雄

なお、このコメントに関するお問い合わせは、斎藤 昇又は轡田 留美子（Tel: 03-3266-7503）までお願いします。

1. Q1：時価の概念について

発行者・取得者における当初認識の「時価」を、金融商品会計実務指針上の時価としているが、ここに言う時価とは「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に照らすと、「公正な評価単価（公開企業）」による評価が該当することになると思われる。しかし、同会計基準（案）では、未公開企業について「単位当たりの本源的価値」の使用も規定している。

本実務対応報告においても、未公開企業が新株予約権を発行した場合の、その発行者・取得者の当初認識「時価」の概念として「単位当たりの本源的価値」の考え方を追加してはどうか。

例えば、未公開企業が発行する新株予約権としては、未公開企業が、コンサルタント企業に対し、サービスの対価として「新株予約権」を提供すること等も想定される。このような場合の、発行者・取得者の認識価額の考え方と併せて追加説明願いたい。

2. Q1：時価発行について

時価発行については記載されているが、時価以下で発行される有利発行の場合の処理についても明示願いたい。（時価との差額を損益認識するのか）

3. Q1：金銭以外を対価として拠出した場合の取得側の会計処理に関して

新株予約権の取得の対価として、金銭以外の資産を提供する場合も、新株予約権の取得価額は時価で測定されると思われる。この場合、当該新株予約権の時価と、拠出対象の「金銭以外の資産」の簿価に差があるとき、当該差額は当期の損益として認識するのか、その処理科目とあわせて、考え方を示してもらいたい。

4. Q2：自己新株予約権の減損処理に関して

減損対象を「対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した自己新株予約権」に限定している理由について、追加説明願いたい。

5. Q2：自己新株予約権の相殺表示に関して

複数発行の自己新株予約権を取得した際、各自己新株予約権について相殺した結果、借方・貸方双方に残高が発生することが想定される。この場合、最後に全体を相殺し、純額表示することとなるのか、相殺の考え方について追加説明願いたい。

6. Q2：自己新株予約権に関して-親会社の発行する新株予約権の子会社による取得

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」では、子会社が親会社の発行する新株予約権を取得することが想定されているため、取得者側の会計処理として、このような場合における「単体決算」「連結決算」それぞれにおける、会計処理・表示方法について、追加説明してはどうか。

7. Q6：会計方針の変更に関して

本実務対応報告の適用は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」の適用等、他の新会計基準の適用と複合的に関連した形で、会計方針の変更として取り扱われることになるとと思われる。

実務上の混乱を避けるため、本実務対応報告上で「会計方針の変更」に関する取扱を明示してもらいたい。

以上